

学校感染症について

学校は生徒等が集団生活を営む場であることから、感染症が発生した場合は感染拡大を防ぐため、学校保健安全法(第19条等)の規定により出席停止の措置を行います。

出席停止期間は、下記のとおり感染症の種類によって基準が定められています。医師による診断や保健所指導から、学校医の意見を受けて校長による出席停止指示に従い、登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。

1 手続き

- (1) 学校感染症と診断されたら学校(担任)へ連絡し、登校許可が出るまで(治癒または感染のおそれなくなるまで)療養してください。
- (2) 登校開始に際しては、①～③の再登校届を三木高校HPからダウンロード、もしくは、担任、保健部から受け取り担任へ提出してください。
 - ①インフルエンザ→「[インフルエンザ再登校届](#)」
 - ②新型コロナウイルス→「[新型コロナウイルス感染症再登校届](#)」
 - ③その他の感染症→「[感染症\(\)再登校届](#)」

2 出席停止の期間基準

	病名	出席停止の期間基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群(病原体MERSコロナウイルスに限る)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで